

西脇市消費生活センター

☎22-3111(防災安全課内)

No.146

電気通信サービスを解約したい

「光回線サービスが今より安くなる」と電話勧誘され、契約したら違う事業者だった—という電話勧誘トラブルが増加しています。

電気通信サービスの販売は主に代理店が電話や店舗販売で不意打ちに勧誘します。①今より安い②セットで値引く③キャッシュバック④工事費無料—などと特典ばかりを強調して、契約内容を十分理解しないまま契約してしまうケースが多いようです。電気通信サービスはクーリング・オフ制度の対象外ですが、光回線等の「初期契約解除」制度とスマートフォン等の「確認措置」制度により解除することができます(平成28年5月21日施行)。

「初期契約解除」は契約書の受取日から8日間以内にできますが、既に利用したサービス料金や工事費、事務手数料、同時購入した端末の費用等は消費者負担となります。また、「確認措置」は大手携帯会社のスマートフォン等の通信サービスが対象で、電波状況が悪くてつながらない場合や事業者の説明等が不十分な場合に適用され、端末代金・違約金を払う必要はありません。申し出の可能期間は最低8日で事業者が定めます。



当選証書授与式(10月23日)

働く場所の確保も大きな課題です。引き続き企業誘致に取り組みとともに、市内の企業や事業所、農業に従事される方々がもっと元気になる施策の実施や、「西脇ファッション都市構想」や「スイーツフアクトリー支援事業」も継続し、都市部から人を呼び込み活性化につなげてまいります。西脇にはたくさん宝があります。西脇でしかできない個性あふれる施策を展開してまいります。躍動感を生み出す！誰もが輝くことのできるまちを目指し、西脇市をもっと元気に、そして、もっと誇りと愛着が持てるまちにしたい。その強い思いのもと、初心を忘れることなく、市民の皆さんの声をしっかりと聞きながら、全力で市政運営に邁進してまいります。市民の皆さんの温かいご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。このまちで住んでいることを誇れる「西脇市」をともに創っていきましょう。

おもてなしコラム 19

西脇市では、「日本のへそ西脇地域食材でおもてなし条例」を施行。豊饒の地で生産された地域食材や地場産業などの魅力に認識を深め、またみんなが郷土に誇りと愛着を持って来訪者をもてなすことで、本市のさらなるにぎわいの創出を目指しています。

■問合せ 農林振興課(市役所内線323)



播州織のコースターとランチョンマットで彩る

地元の食材を使って観光客をおもてなし

四季折々に彩る西脇の山や川、そして田畑— 当店では、そんな地元で丹精込めて育てられた野菜をできる限り使用し、和洋折衷さまざまな手法でその素材を「弥介流おばんざい※」として提供させていただいています。また、黒田庄和牛や金ゴマ、西脇のお米で作られた日本酒なども取りそろえ、さらに播州織のコースターやランチョンマット、そして店内を飾るのれんもメイドイン西脇でお客様をもてなしています。

昨年には当店が「2016年ミシュランガイド兵庫特別版」に掲載され、ビブグルマンマーク※を獲得したことで、より一層市外からのお客様が増えました。これを機に、西脇の観光にも貢献できればと思います。

これからも「新しいけど懐かしい」をコンセプトに、時には斬新に進化し、されど変えてはいけないものは変えずに、そんな思いで日々励んでいきます。

和味深心 空弥介 加東元師

※おばんざい…京都の昔ながらのお惣菜や、母から娘へ姑から嫁へと受け継がれた家庭料理
※ビブグルマンマーク…ミシュランガイドに導入された評価のひとつで、安くておすすめできる店舗に与えられるマーク

市長からの手紙

西脇を元気に!!



西脇市長 片山象二

誰もが輝くことのできるまちを目指して

市長就任後、早いもので約4年が経過します。このたびの市長選挙で、2期目の市政を担わせていただくこととなりました。

現在進めている市庁舎・市民交流施設の建設は50年に一度の大事業です。にぎわいの創出や公共交通網の再編・充実にもつなげていかなければなりません。また、多可町と進める「ごみ処理施設建設」も、早期に道筋を示すべく調整を重ねるところです。



▲菊池省三先生による公開授業(比延小)

先月、市内小中学校で教職員を対象とした学力向上のための研修会を実施しました。教職員は元北九州市立小学校教諭の菊池省三氏による公開授業を見学し、研究授業では菊池先生から指導・助言を受けました。研修会を通して、児童生徒の自尊感情を高める視点から、集団づくりや授業づくりについて学びました。

学力向上研修会を実施

本年度の西脇市PTCA活動支援事業西脇研究大会では、基調講演で地主真樹氏(ゆめ企画・協会認定コーチングスクール主宰)をお迎えし、子どもの無限の可能性を引き出す方法や家庭学習の大切さについてお話いただく予定です。▼とき 平成30年1月20日(土)午後1時30分～▼ところ 市民会館大ホール▼内容 第一部PTCA実践発表(西中・重小)▼第二部II講演▼その他 託児希望は1月18日(木)までに左記へ▼申込み・問合せ 生涯学習課(総合市民センター内/☎22-5996)▼学校教育課(市役所内線527)

平成29年度全国学力・学習状況調査結果(平均正答数による結果)

	国語		算数・数学	
	知識A	活用B	知識A	活用B
小学校				
西脇市	10/15	5/9	11/15	4/11
兵庫県	11/15	5/9	12/15	5/11
全国(公立)	11/15	5/9	12/15	5/11
中学校				
西脇市	24/32	6/9	22/36	6/15
兵庫県	25/32	7/9	24/36	7/15
全国(公立)	25/32	7/9	23/36	7/15

※凡例: 11(平均正答数) / 15(問題数)
※少数第一位は四捨五入

▼問合せII学校教育課(市役所内線527) 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表 平成29年4月18日に小学6年生と中学3年生を対象に調査が実施され、文科省から8月に結果が公表されました。今回の調査(西脇市内の小・中6年生国語・算数、中学3年生国語・数学の知識と活用)において、小中学校ともに市内平均正答数が全国平均と比べて、やや下回っている結果となりました(左表)。さらなる学力向上には学校・家庭・地域が共に考え取り組むことが大切です。皆さんのご協力をお願いします。

全国トップレベルの基礎学力を目指して

—自ら伸びゆく子どもたちを育てるために—

心のスケッチ

104

人権教育室コラム

「共生社会」の実現へ法律施行を受けて

この夏に参加した研修会で、「昨年は人権に関する3つの法律が相次いで公布・施行されるなど、法制度の面で大きな動きがありました」という話を聞きました。その法律とは、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つです。障害者差別解消法の内容については、これまでに参加した別の研修会で学び知っていましたので、ヘイトスピーチ解消法と部落差別解消推進法について調べました。

は昨年12月16日施行の法律で、正式には「部落差別の解消の推進に関する法律」といいます。6つの条文から成り立ち、「部落差別」という言葉が初めて使われた法律です。第一条には「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」とありました。近年、インターネットの匿名性を悪用して、インターネットで知った差別的な情報を流し、差別を助長する行為が見受けられます。間違った認識や差別的意識を広める行為は決して許されないことであり、このような背景が法律の成立・施行につながったことを知りました。

正式には「本邦(日本)外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といい、7つの条文から成り立っています。第一条には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消が喫緊の課題であることに鑑み」とありました。この法律が国籍の違いなどによらず、お互いを理解し、多文化共生社会の実現につながることを願います。また、部落差別解消推進法

今年18日には「家庭・地域・学校園・職場が連携し、人権尊重の精神に徹した教育・啓発をしよう」をテーマに、人権教育研究大会が開催されます。実践交流を通して学びを深め、人権感覚を磨くため、多くの方に参加をいただきます。(人権教育室)